

は、次に掲げる書類をもつてこれに代えることができる。

一 防災施設の施行者の決定方法及び決定時期並びに防災施設の施行者に求める施行能力について記載した書類

二 前項各号までに掲げる書類を第七条に規定する林地開発行為着手届出書に添付して提出することについての確約書

第四条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第六条中「開発者」を「開発行為者」に、「工事完了の日」を「第九条に規定する開発行為の施行結果に関する確認が行われた日」に、「開発許可済標識」を「林地開発許可済標識」に改める。

第七条の見出しを「（開発行為の着手の届出）」に改め、同条中「開発者」を「開発行為者」に、「工事に」を「開発行為に」に、「工事着手届出書」を「林地開発行為着手届出書」に、「工事仕様書」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第四号から第六号までに掲げる書類を添付して林地開発許可申請書又は林地開発変更許可申請書を提出したときは、これに添付した当該書類を重ねて提出することを要しない。

第七条に次の各号を加える。

一 開発行為仕様書

二 開発行為に係る計画工程表

三 林地開発許可済標識の設置状況を明らかにした写真

四 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を受けていることを証する書類

五 開発行為者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

六 開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

七 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

第八条の見出しを「（開発行為の完了の届出）」に改め、同条第一項中「開発者」を「開発行為者」に、「工事が」を「開発行為の全部又は一部が」に、「工事完了届出書」を「林地開発行為完了（部分完了）届出書」に改め、同条第二項中「完了届出書」を「林地開発行為完了（部分完了）届出書」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 開発行為が完成図及び開発行為完成写真

第八条第二項第二号中「工事施行途中」を「開発行為施行途中」に改め、同項第三号中「知事」を「知事」に改める。

第九条の見出しを「（開発行為の完了確認）」に改め、同条中「工事完了届出書」を「林

地開発行為完了（部分完了）届出書」に、「工事の」を「開発行為の」に改める。

第十条第一項中「開発者」を「開発行為者」に、「許可に」を「当該許可に」に、「添えて」を「添付して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

第十一条第一項中「開発者」を「開発行為者」に、「措置を採る」を「復旧措置又は応急措置を講じる」に、「届け出なければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「開発者」を「開発行為者」に、「復旧工事」を「復旧措置又は応急措置」に、「災害復旧報告書」を「災害復旧（応急）措置報告書」に改める。

第十二条第一項中「開発者」を「開発行為者」に、「林地開発行為」を「^{中止}林地^{廃止}開発行為」に改め、同条第二項中「届出書」を「林地^{中止}届出書」に改め、同項第二号中「保安に関する計画書」を「保安及び災害防止等に関する計画書又は実績書」に改め、同項第三号中「ときは」の下に、「前号に規定する計画書又は実績書のほか」を加え、同条第三項中「開発者」を「開発行為者」に改める。

第十三条の見出し中「開発行為」の下に「に係る地位」を加え、同条第一項中「開発者」を「開発行為者」に改め、同条第二項第一号中「あり、」を「あつたこと」に、「開発者」を「開発行為者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類

第十四条の見出し中「工期遅延」を「期間の延長」に改め、同条中「開発者」を「開発行為者」に、「工期を遅延する」を「期間を延長しようとする」に、「林地開発行為工期遅延届出書」を「林地開発行為期間延長届出書」に改める。

第十五条の見出し中「開発者」を「開発行為者」に、「異動」を「変更」に改め、同条中

「開発者」を「開発行為者」に、「異動が」を「変更が」に、「開発者」を^{住所}「^{氏名}異動届出書」に改める。

「開発行為者（住所・氏名）変更届出書」に改める。

第十七条第二項中「第十条」を「前項」に改め、「前項の」を削り、「二部」を「三部」に改め、同項ただし書中「増加する」を「増減する」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第四条関係）

第一 手続上の要件及び一般的事項

一 開発行為の計画と実効性
開発行為に関する計画の内容が具体的にあり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

二 森林所有者等の同意

開発対象区域につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

三 他法令に係る許認可等

開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分等がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。

四 開発行為に必要な信用及び資力

申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

五 開発区域の面積の規模

開発区域の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によつて面積につき基準が定められている場合には、これを参酌して決められたものであること。）が明らかであること。

六 全体計画との関連

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部份についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

七 原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

八 周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

九 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによつて周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

第二 災害を発生させるおそれに関する事項（法第十条の二第二項第一号関係）

一 土砂の移動量

開発行為が原則として現地形に沿つて行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

二 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質及び法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

三 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が二の規定に適合しない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講じられることが明らかであること。

四 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講じられることが明らかであること。

五 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。

六 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

七 洪水調整池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより、災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池等の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

八 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

九 仮設防災施設の設置

開発行為の施行に当たつて、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調

整池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うことが明らかであること。

十 洪水調整池等の維持管理

開発行為の完了後においても、整備した排水施設、洪水調整池等が十分に機能を發揮できるように土砂の撤去、豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法が明らかであること。

第三 水害を発生させるおそれに関する事項（法第十条の二第二項第一号の二関係）

一 洪水調整池の設置等

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

二 仮設防災施設の設置等

開発行為の施行に当たつて、水害の防止のために必要な洪水調整池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うことが明らかであること。

三 防災施設の維持管理

開発行為の完了後においても、整備した洪水調整池等が十分に機能を發揮できるように土砂の撤去、豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法が明らかであること。

第四 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（法第十条の二第二項第二号関係）

一 貯水池等の設置等

他に適地がないこと等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

二 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

第五 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（法第十条の二第二項第三号関係）

一 森林又は緑地の残置又は造成

開発対象区域に、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、又は造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。

二 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発対象区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

三 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し、若しくは造成し、又は木竹を植栽する等の適切な措置が講じられることが明らかであること。

四 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。

第六 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、第一から第五までに掲げた基準に加え、別に定める基準に適合すること。
第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式(第5条関係)

林地開発許可書

指令第 号

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあつた林地開発行為については、森林法第10条の2第1項の規定により、次のおり許可します。

大分県知事

印

- 1 開発行為に係る森林の所在場所
- 2 開発行為に係る森林の土地の面積
- 3 開発行為の目的
- 4 開発行為の期間 年 月 日から 年 月 日まで

許可条件

次に定める条件に違反した場合は、この許可を取り消すことがあります。

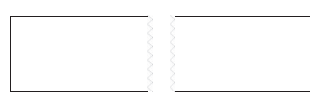
- (1)
- (2)
- (3)

第2号様式(第6条関係)

90センチメートル以上

林地開発許可済

許可年月日及び許可番号	年 月 日	大分県指令 第 号
開発者	住 所	住 氏 名 (電話)
工事	住 所	住 氏 名 (電話)
施行者	現場管理者	住 氏 名 (電話)
開発行為に係る森林の所在場所		
開発行為に係る森林の土地の面積		
開発行為の目的		
開発行為の期間	年 月 日から	年 月 日まで



備考 1 材質は、原則、木版又はトタン板とし、表面は白地とすること。

2 開発行為の変更許可を受けた場合又は開発行為者若しくは工事施行者に変更があつた場合は、変更後のデータを記載すること。

120センチメートル以上

60センチメートル以上

第3号様式(第7条関係)

林地開発行為着手届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

開発行為に着手したので、大分県林地開発許可制度実施規則第7条の規定により届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	大分県指 令 第 号
開発行為に係る 森林の所在場所		
開発行為に係る 森林の土地の面積		
開発行為の目的		
開発行為着手年月日	年 月 日	
工事 施行 者	住 所	
	氏 名	
現 場 管 理 者	連 絡 場 所	電 話
	住 氏 名	所 名
連 絡 場 所	電 話	

添付書類

- 1 開発行為仕様書
 - 2 開発行為に係る計画工程表
 - 3 林地開発許可済標識の設置状況を明らかにした写真
 - 4 開発行為又は開発行為に係る事業の実態についての他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を受けていることを証する書類
 - 5 開発行為者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
 - 6 開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類
- 注 添付書類4から6までの書類を添付して林地開発許可申請書又は林地開発変更許可申請書を提出したときは、これに添付した当該書類を重ねて提出することを要しない。

第4号様式(第8条関係)

林地開発行為完了（部分完了）届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

開発行為が 年 月 日大分県指 令 第 号が完了（部分完了）したので、大分県林地開発許可制度実施規則第8条の規定により届け出ます。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	()
開発行為の目的	
開発行為完了 (部分完了)年月日	年 月 日
工事 施行 者	住 所
	氏 名
現 場 管 理 者	住 氏 名
連 絡 場 所	電 話

添付書類

- 1 開発行為完成図及び開発行為完成写真
- 2 開発行為施行途中における記録写真

第五号様式中「印」を削る。

第六号様式中

復旧の方法
復旧完了予定年月日

を

復旧(応急)措置の内容
復旧(応急)措置完了予定年月日

を削る。

第七号様式中「災害復旧報告書」を「災害復旧(応急)措置報告書」に「復旧を」を

「復旧(応急)措置を」に

復旧の内容
復旧完了年月日

を

復旧(応急)措置の内容
復旧(応急)措置完了年月日

を

改める。

第八号様式を次のように改める。

第8号様式(第12条関係)

林地開発行為(中止・廃止)届出書

大分県知事 殿

年 月 日

住所

氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

印

年 月 日 付け大分県指令 第 号で許可された林地開発行為を(中止・

廃止)したいので、大分県林地開発許可制度実施規則第12条の規定により届け出ます。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の中止 又は廃止の年月日	年 月 日
開発行為の中止 又は廃止の理由	
開発行為の 施行状況	
開発行為の中止又は 廃止に伴う開発 行為に係る区域の 防災等の措置	

添付書類

- 1 当該開発行為に係る森林の現況を撮影した写真
- 2 開発行為を中止しようとするときは、当該土地の保安及び災害防止等に関する計画書又は実績書
- 3 開発行為を廃止しようとするときは、前号に規定する計画書又は実績書のほか、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図書

第九号様式中「三」を削る。
第十号様式及び第十一号様式を次のように改める。

第10号様式(第13条関係)

林地開発行為地位承継届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
承継人 氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定に基づき許可の地位を承継したので、大分県林地開発許可制度実施規則第13条の規定により届け出ます。

開発行為者の住所及び氏名	住所 氏名
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の目的	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 大分県指令 第 号
承継の理由	
承継年月日	年 月 日

添付書類

- 1 開発行為に係る事業の譲渡若しくは相續があつたこと又は開発行為者たる法人の合併があつたことを証する書類
- 2 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類

第11号様式(第14条関係)

林地開発行為期間延長届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名

〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け指令 第 号で許可された開発行為の期間を延長した

ので、大分県林地開発許可制度実施規則第14条の規定により届け出ます。

開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
進捗率	
延長期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長理由	

第十二号様式中「開発者^{住所}氏名 異動届出書」を「開発行為者(住所・氏名)変更届出書」
に「住所」に異動」を「(住所・氏名)に変更」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前にされた開発行為の許可申請については、なお従前の例による。

○ 告 示

大分県告示第三百二十号

大分県林地開発許可審査要領を次のように定める。

令和五年七月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第一 趣旨

この要領は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。)第十條の二の規定に基づく開発行為の許可に関し、大分県林地開発許可制度実施規則(昭和五十年大分県規則第二十五号。以下「規則」という。)に定める要件に係る審査基準その他審査について必要な事項を定めるものとする。

第二 開発規模の算定方法

一 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第二条の三に規定する規模の算定に当たっては、隣接し、又は近接する複数の開発予定区域について、その実施主体又は実施時期が異なる場合であっても、当該開発行為に関し事業の一体性が認められるときは、一の開発行為とみなすものとする。

二 一に規定する事業の一体性に係る判断については、次に掲げる区分に応じ、次に定める場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。

1 実施主体の一体性 個々の開発行為の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本又は雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営

主体又は施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から、同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

2 実施時期の一体性 時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の実施時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期又は送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

3 実施箇所の一体性 個々の開発行為が必要な工用道路、排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）又は局所的な集水区域内で排水系統が同じ場合

第三 審査に当たつての留意事項等

一 法第十条の二第二項各号に規定する森林の機能を、同条第三項の規定に基づき判断する場合は、森林の持つ公益的機能が、森林資源の整備充実を通じて、より高度に発揮されることになることに留意するものとする。

二 開発行為の許可申請前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組が実施されていることは、例えば、住民説明会においては、開発中及び開発後の事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、地域住民との十分な話し合いがなされていることをいう。

三 規則別表第一第八号に規定する「周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること」とは、例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないよう配置されていることをいう。

四 規則別表第一第九号に規定する「周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること」とは、例えば、開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者と関係市町村又は自治会、町内会等の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体との環境の保全に関する協定の締結等により地域住民との合意形成がなされていることをいう。

第四 手続上の要件及び一般的事項

規則別表第一に掲げる手続上の要件及び一般的事項に係る審査基準は、次のとおりとする。

1 規則別表第一第二号に規定する「相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有する全て

の者の三分の二以上の同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができることが明らかであることをいう。

2 規則別表第一第四号に規定する「申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資金があることが明らかであること」とは、防災施設の整備に必要な資金の手当てが可能であること及び事業体としての信用があることが明らかであることをいう。

3 規則別表第一第七号に規定する「原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することのほか、造林の実施等を含め従前の効用を回復することが明らかであることをいう。

第五 災害を発生させるおそれに関する事項

規則別表第二に掲げる災害を発生させるおそれに関する事項に係る審査基準は、次のとおりとする。

1 規則別表第二第一号に規定する「開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること」とは、次に掲げる事項によるものとする。

イ 開発行為の目的がスキー場の造成である場合は、次によるものであること。

(1) スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は一ヘクタール当たりおおむね千立方メートル以下であること。

(2) 滑走コースは、傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減するものであること。

ロ 開発行為の目的がゴルフ場の造成である場合は、ゴルフ場の造成に係る切土量及び盛土量は、それぞれ十八ホール当たりおおむね二百万立方メートル以下であること。

2 規則別表第二第二号に適合するか否かの審査は、次に掲げる事項によるものとする。

イ 工法等は、次によるものであること。

(1) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。
(2) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締固めが行われるものであること。

(3) 土石の落下による下方斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講じられていること。

(4) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。
 ロ 切土は、次によるものであること。

(1) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。

(2) 土砂の切土高が十メートルを超える場合には、原則として高さ五メートルないし十メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じ排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。

(3) 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤に滑りが生じないように杭打ちその他の措置が講じられていること。

ハ 盛土は、次によるものであること。

(1) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね一・五メートルを超える場合には、勾配が三十五度以下であること。

(2) 一層の仕上がり厚は、三十センチメートル以下とし、その層ごとに締固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設等の措置が講じられていること。

(3) 盛土高が五メートルを超える場合は、原則として五メートルごとに小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。

(4) 盛土が滑り、緩み、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設等の措置が講じられていること。

ニ 捨土は、次によるものであること。

(1) 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

(2) 法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設等の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

3 規則別表第二第三号に規定する「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、開発区域が住宅又は公共施設に近接し、かつ、次のイ又はロに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算を行い、法面の安定を保つために

擁壁等の設置が必要でないと認められる場合は、この限りでない。

イ 切土により生ずる法面の勾配が三十度より急で、かつ、高さが二メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 土質が次の表の土質の欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表の擁壁等を要しない勾配の上限の欄に掲げる角度以下のもの

(2) 土質が次の表の土質の欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表の擁壁等を要しない勾配の上限の欄に掲げる角度を超え、同表の擁壁等を要する勾配の下限の欄に掲げる角度以下のもので、その高さが五メートル以下のもの。この場合において、(1)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(1)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

土質	擁壁等を要しない勾配	
	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	六〇度	八〇度
風化の著しい岩	四〇度	五〇度
砂利、真砂土、硬質粘土、その他これに類するもの	三五度	四五度

ロ 盛土により生ずる法面の勾配が三十度より急で、かつ、高さが一メートルを超える場合

4 規則別表第二第三号に規定する周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合に設置すべき擁壁の構造は、次によるものであること。

イ 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合、安全率は一・五以上であること。

ハ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合、安全率は一・五以上であること。

ニ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

ホ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

5 規則別表第二第四号に規定する法面保護の措置は、次によるものであること。

イ 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）を行い、工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

ロ 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられるものであること。この場合における擁壁の構造は4によるものであること。

6 規則別表第二第五号に規定するえん堤等の設置は次によるものであること。

イ えん堤等の容量は、次の(1)及び(2)の規定により算定された開発区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

(1) 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発区域一ヘクタール当たり一年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合は二百立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合は六百立方メートル、それ以外の場合は四百立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

(2) 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、流出土砂量を別途積算するものであること。

ロ えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ハ えん堤等の構造は、治山技術基準（昭和四十六年三月十三日付け四十六林野治第六百四十八号林野庁長官通知）によるものであること。

ニ 規則別表第二第五号に規定する「災害が発生するおそれがある区域」とは、次の表の区域の名称欄に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次の(1)及び(2)の規定を目安に現地の荒廃状況に応じて整理するものであること。なお、同表の区域の名称欄に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

(1) 山腹崩壊、急傾斜地の崩壊及び地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を

基本とするものであること。
 (2) 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とするものであること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法（明治三十年法律第二十九号）
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）
山腹崩壊危険地区 地すべり危険地区 崩壊土砂流出危険地区	山地災害危険地区調査要領（平成十八年七月三日付け十八林整治第五百二十号林野庁長官通知）

7 規則別表第二第六号に規定する排水施設の能力は、次によるものであること。
 イ 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕を持って定められていること。この場合、計画流量は、次の(1)及び(2)により、流量は原則としてマンニング式により求められていること。

(1) 排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

f : 流出係数

r : 設計雨量強度 (mm/hour)

A : 集水区域面積 (ha)

(2) 前式の適用に当たっては、次のaからcまでによることとする。
 a 流出係数は、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用について

は、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大とすること。

地表状態区分	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大
林地	〇・六～〇・七	〇・五～〇・六	〇・三～〇・五
草地	〇・七～〇・八	〇・六～〇・七	〇・四～〇・六
耕地	―	〇・七～〇・八	〇・五～〇・七
裸地	一・〇	〇・九～一・〇	〇・八～〇・九

b 設計雨量強度は、cによる単位時間内の十年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ）に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼす事が見込まれる場合については、二十年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条第一項第四号ロ又は土砂災害防止法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、三十年確率で想定される雨量強度を用いること。

c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた次の表を参考として用いられていること。

流域 面積	単位 時間
五〇ヘクタール以下	一〇分
一〇〇ヘクタール以下	二〇分
五〇〇ヘクタール以下	三〇分

ロ 雨水のほか土砂の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響が大きい場合にあつては、排水施設の断面は必要に応じてイに定めるものより一定程度大きく定められていること。

ハ 洪水調整池の下流に位置する排水施設については、洪水調整池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

8 規則別表第二第六号に規定する排水施設の構造は、次によるものであること。

イ 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久性

を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

ロ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講じられていること。

ハ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水たたきの設置その他の措置が適切に講じられていること。

ニ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。この場合、当該河川等又は当該施設の管理者の同意を得ているものであること。特に、他の排水施設等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

9 規則別表第二第七号に規定する洪水調整池等を設置する場合は、河川等の管理者と協議し、その指示に従うこと。なお、特に指示がない場合は、次によるものであること。

イ 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、三十年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、五十年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものとすることができる。

ロ 開発行為の施行期間中における洪水調整池の堆砂量を見込む場合は、開発区域一ヘクタール当たり一年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには二百立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには六百立方メートル、それ以外のときには四百立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

ハ イに規定する「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に三年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とすることを用いる。

ニ 余水吐の能力は、コンクリートダムにあつては二百年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の一・二倍以上、フィルダムにあつてはコンクリートダムの余水吐の能力の一・二倍以上のものであること。ただし、二百年確率で想定される雨

量強度を用いることが計算技法上不適当であると認められる場合には、当分の間、百年確率で想定される雨量強度の一・二倍を用いることができる。

ホ 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合には、尾根部及び現地地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所並びに盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

ヘ 他の排水施設等を経由して河川等に排水を導く場合であつて、洪水調整池を設置するよりも他の排水施設等の断面を拡大することが効率的なときには、当該排水施設等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で当該排水施設等の断面を大きくすることをもつて洪水調整池の設置に代えることができる。

ト 第六の規定に基づく洪水調整池等の設置を併せて行う必要がある場合、同時に9及び第六のそれぞれの基準を満たすよう設置すること。

チ 排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、7及び9のイからニまでの規定によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たつて、気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

第六 水害を発生させるおそれに関する事項

規則別表第三第一号に規定する洪水調整池等を設置する場合は、次によるものとする。

1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での三十年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、五十年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。また、開発行為の施行期間中における洪水調整池の堆砂量を見込む場合にあっては、第五の9のロによるものであること。なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第五の9のイからハまでの規定によるものであること。

2 当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として一パーセント以上の範囲内とし、1に

規定する「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、三十年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には五十年確率）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として、当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。ただし、当該地点の選定に当たつては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

3 余水吐の能力は、第五の9のニによるものであること。

4 洪水調節の方式は、第五の9のホによるものであること。

5 他の排水施設等を経由して河川等に排水を導く場合であつて、洪水調整池を設置するよりも当該排水施設等の断面を拡大することが効率的なときには、当該排水施設等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で当該排水施設等の断面を大きくすることをもつて洪水調整池の設置に代えることができる。

6 第五の9の規定に基づく洪水調整池等の設置を併せて行う必要がある場合、同時に第五の9及び第六のそれぞれの基準を満たすよう設置すること。

7 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、1及び2の規定によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たつて気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

第七 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項

規則別表第四第一号に規定する「貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること」とは、水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであることをいう。

第八 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項

規則別表第五第一号に規定する「相当面積の残置し、又は造成する森林又は緑地の配置が適切に行われることが明らかであること」とは、次に掲げるものであることをいう。

1 森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むを得ず一時的に土地の性質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

2 森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置されるとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限つて行うものとする。

3 1及び2に規定する場合において、残置し、又は造成する森林又は緑地（以下「残

率はおおむね一五パーセント）以上とする。

二〇ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね幅三〇メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね三〇メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。

二一 開発行為に係る一箇所当たりの面積はおおむね二〇ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね三〇メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

注1 森林率とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であつて硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして、林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

2 「残置森林等の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第十条の第二第三号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その二割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては二十パーセントを下回らないものでなければならぬものとする。

3 「開発行為の目的」について
イ 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集团的に設置しようとする土地を指すものとする。
ロ 「ゴルフ場」とは、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等によるゴルフ場の定義以外の施設であつても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。

ハ 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその附帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。

ニ 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

ホ 「工場・事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
ヘ 表に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

ト 一事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね三十メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

チ レジャー施設及び工場・事業場の設置については、一箇所当たりの面積がそれぞれおおむね五ヘクタール以下、おおむね二十ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ五ヘクタール、二十ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

リ 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「一箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発区域の面積を指すものとする。

4 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとする。
イ 公園・緑地・広場
ロ 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
ハ 緑地帯、緑道
ニ 法面緑地

ホ その他イからニまでに類するもの
5 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキューターの滞留場所であり、

<p>リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。</p> <p>6 太陽光発電施設の設置の場合においては、開発行為の許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルを配置するものとする。</p> <p>4 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高一メートル以上の高木性樹木を、次の表に定める樹高ごとの植栽本数を標準として均等に分布するよう植栽するものとする。なお、修景効果を併せて期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。</p>	<p>る。</p> <p>イ 規則別表第二一号に規定する「開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること」とは、太陽光発電施設の設置にあつては、次に掲げる事項によるものとする。</p> <p>(1) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が三十度以上である場合は、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置すること。</p> <p>(2) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が三十度未満である場合においても、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。</p> <p>ロ 排水施設の計算に用いる流出係数は、地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、第五の7イ(2) aの表によらず、流出係数を原則一・〇とする。ただし、当該箇所の割合が小さい場合には、その割合に応じて〇・九〜一・〇の範囲内で定めるものとする。</p> <p>ハ 排水施設の構造については、第五の8に規定するもののほか、次によるものであること。</p> <p>(1) 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講じられていること。</p> <p>(2) 表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講じられていること。</p> <p>2 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項に係る別に定める基準は、規則別表第五第三号に規定する措置を講じた上で更に景観の維持のため十分な配慮が求められるときは、太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮するものとする。</p>
<p>樹高</p> <p>植栽本数（一ヘクタール当たり）</p>	<p>イ 規則別表第二一号に規定する「開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること」とは、太陽光発電施設の設置にあつては、次に掲げる事項によるものとする。</p> <p>(1) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が三十度以上である場合は、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置すること。</p> <p>(2) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が三十度未満である場合においても、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。</p> <p>ロ 排水施設の計算に用いる流出係数は、地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、第五の7イ(2) aの表によらず、流出係数を原則一・〇とする。ただし、当該箇所の割合が小さい場合には、その割合に応じて〇・九〜一・〇の範囲内で定めるものとする。</p> <p>ハ 排水施設の構造については、第五の8に規定するもののほか、次によるものであること。</p> <p>(1) 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講じられていること。</p> <p>(2) 表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講じられていること。</p> <p>2 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項に係る別に定める基準は、規則別表第五第三号に規定する措置を講じた上で更に景観の維持のため十分な配慮が求められるときは、太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮するものとする。</p>
<p>一メートル</p> <p>二メートル</p> <p>三メートル</p>	<p>イ 規則別表第二一号に規定する「開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること」とは、太陽光発電施設の設置にあつては、次に掲げる事項によるものとする。</p> <p>(1) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が三十度以上である場合は、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置すること。</p> <p>(2) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が三十度未満である場合においても、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。</p> <p>ロ 排水施設の計算に用いる流出係数は、地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、第五の7イ(2) aの表によらず、流出係数を原則一・〇とする。ただし、当該箇所の割合が小さい場合には、その割合に応じて〇・九〜一・〇の範囲内で定めるものとする。</p> <p>ハ 排水施設の構造については、第五の8に規定するもののほか、次によるものであること。</p> <p>(1) 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講じられていること。</p> <p>(2) 表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講じられていること。</p> <p>2 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項に係る別に定める基準は、規則別表第五第三号に規定する措置を講じた上で更に景観の維持のため十分な配慮が求められるときは、太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮するものとする。</p>
<p>5 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であつて、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の残置又は造成を行わないものとすることができる。</p> <p>6 規則別表第五第二号に規定する「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。</p> <p>7 規則別表第五第四号に規定する「善良に維持管理されることが明らかであること」とは、残置森林等について申請者が権原を有していることを原則とし、許可権者との間で残置森林等の維持管理につき協定を締結する等将来にわたり保全されることが明らかであることをいう。さらに、3の表に規定する残置森林等の割合及び森林の配置等は、施設の増設及び改良を行う場合であっても適用されるものであること。</p>	<p>イ 規則別表第二一号に規定する「開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること」とは、太陽光発電施設の設置にあつては、次に掲げる事項によるものとする。</p> <p>(1) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が三十度以上である場合は、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置すること。</p> <p>(2) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が三十度未満である場合においても、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。</p> <p>ロ 排水施設の計算に用いる流出係数は、地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、第五の7イ(2) aの表によらず、流出係数を原則一・〇とする。ただし、当該箇所の割合が小さい場合には、その割合に応じて〇・九〜一・〇の範囲内で定めるものとする。</p> <p>ハ 排水施設の構造については、第五の8に規定するもののほか、次によるものであること。</p> <p>(1) 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講じられていること。</p> <p>(2) 表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講じられていること。</p> <p>2 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項に係る別に定める基準は、規則別表第五第三号に規定する措置を講じた上で更に景観の維持のため十分な配慮が求められるときは、太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮するものとする。</p>
<p>第九 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為</p> <p>規則別表第六の別に定める基準は、次によるものとする。</p> <p>1 災害を発生させるおそれに関する事項に係る別に定める基準は、次のとおりとする。</p>	<p>この告示は、公布の日から施行する。</p> <p>大分県林地開発許可審査要領（平成二十七年大分県告示第六百九十六号）は、廃止す</p>

3 この告示の施行の日前にされた開発行為の許可申請に係る審査について必要な事項は、
なお従前の例による。

大分県告示第三百二十一号

漁業災害補償法による共済加入区の設定に関する告示(平成十四年大分県告示第九百号)
の一部を次のとおり改正する。

令和五年七月十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

表の米水津漁獲加入区の中

- 一 法第百四条第二号に掲げる漁業のうちまき網又は船びき網を使用して行う漁業
- 二 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち小型定置網漁業
- 三 法第百四条第二号に掲げる漁業(一及び二に掲げるものを除く。)

を

- 一 法第百四条第二号に掲げる漁業のうちまき網又は船びき網を使用して行う漁業
- 二 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち小型定置網漁業
- 三 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち十トン未満の漁船により主として底びき網を使用して行うもの
- 四 法第百四条第二号に掲げる漁業(一から三までに掲げるものを除く。)

に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年七月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年七月十一日		
大分県知事 佐藤 樹一郎		
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三二六号	豊後大野市三重町赤嶺字大原一一五一番一 二八から 豊後大野市三重町赤嶺字大原一一五一番一 一七まで	令五・七・一一